〇内閣府令第

号

金 融 サー ピ こスの 利用者 の利便の向上及び保護を図るための金融商品 の販売等に関する法律等の一部を改正

する法律 (令和二年法律 第五十号) \mathcal{O} 施行に伴 V \ 及び 金融 商 品品 取引法 (昭 和二十三年法律第二十 五 号) 第

定める。

兀

+

条第二号の

規定に基づ

き、

金 融:

商

品品

取引業等に関

する内

閣

府令

 \mathcal{O}

部を改正する内閣

府令を次

 \mathcal{O}

ように

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

金 融 商 品品 取 引業等に 関す る内 閣 府令 \mathcal{O} 部を改 正する内 閣 府 令

金 融 商 밆 取引業等 に関 する内 閣 府令 平 成十 -九年内1 閣府令第五十二号) *(*) 部を次のように改正する。

第百二十三条第 項第十八号へ中 「若しくは金融商 品仲介業者」 を 金融商品仲介業者若しくは金融 サ

ービス仲介業者」に改める。

附則

この 府令は、 金 融サー F, ス \mathcal{O} 利用者 \mathcal{O} 利便 \mathcal{O} 向上及び保護を図るための金融商品 \mathcal{O} 販売等に関する法律等